

## オウム真理教犯罪被害者等給付金の裁定事務に関する訓令

[最終改正 令和7.12.12 京都府警察本部訓令第29号]

(趣旨)

第1条 この訓令は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金（以下「給付金」という。）の支給に関する裁定の事務（以下「裁定の事務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 裁定の事務の取扱いについては、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号。以下「法」という。）、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成20年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）、京都府公安委員会事務専決規程（昭和34年京都府公安委員会訓令第1号）及び京都府警察事務専決規程（昭和34年京都府警察本部訓令第1号）によるほか、この訓令の定めるところによる。

(基本的留意事項)

第3条 給付金制度の運用に当たっては、オウム真理教による無差別大量の殺傷行為が暴力により国の統治機構を破壊する等の主義を推進する目的の下に行われた悪質かつ重大なテロリズムとしての犯罪行為であり、これにより不特定又は多数の者が被った惨禍が未曾有のものであることに加え、オウム真理教が教団としてテロリズムとしての犯罪行為を実行する能力を形成する過程においても、これに立ち向かった者やその家族が教団の発展を阻害する者として殺傷行為等の犯罪行為の犠牲となっていること等を踏まえ、これらの犯罪行為の被害者又はその遺族（法第3条第2項に規定する遺族を含む。以下「オウム真理教犯罪被害者遺族等」という。）の心情及び立場を十分に理解するとともに、裁定の事務が適正かつ迅速に行われるように努めなければならない。

(受付事務機関)

第4条 オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書（規則様式第1号）（以下「申請書」という。）の受付事務機関は、次のとおりとする。

- (1) 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）
- (2) 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）の住所地を管轄する警察署長（以下「住所地警察署長」という。）
- (3) 電子情報処理組織による申請の場合は、警務課長

(受付事務)

第5条 警務課長又は住所地警察署長は、申請書の提出を受けたときは、必要事項の記載漏れ及び必要な添付書類の有無等を確認し、受け付けるものとする。この場合において、住所地警察署長は、速やかに申請書を受け付けたことを警務課長に連絡し、受付番号の通知を受けるものとする。

2 警務課長は、住所地警察署長から申請書を受け付けた旨の連絡を受けたときは、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請受付簿（別記様式第1号）に必要事項を記入するものとする。

3 警務課長及び住所地警察署長は、申請書を受け付けたときは、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請受付報告書（別記様式第2号）により速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告（住所地警察署長にあっては、警務課長を経由）するとともに、オウム真理教犯罪被害者等給付金関係処理簿（別記様式第3号）に記録するものとする。

4 前項の報告を受けた本部長は、申請の受付状況を京都府公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告するものとする。

（事案の通報）

第6条 警察安全相談等により、給付金支給対象事案又はその可能性がある事案のオウム真理教犯罪被害者遺族等（以下「対象者」という。）を認知した所属長は、速やかにオウム真理教犯罪被害者遺族等実態調査票（別記様式第4号。以下「実態調査票」という。）を作成し、警務課長に送付するものとする。

2 当直に関する訓令（昭和46年京都府警察本部訓令第10号）第5条第1項の規定による警察本部の当直長は、前項の規定に準じて処理するものとする。

3 警務課長は、対象者の住所地を管轄する警察署長以外の所属長から実態調査票の送付を受けた場合は、当該実態調査票の写しを対象者の居住地を管轄する警察署長に送付するものとする。ただし、対象者の住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内であるときは、実態調査票の内容を当該公安委員会に連絡するものとする。

（調査）

第7条 警務課長は、裁定の事務を行うため必要があると認める場合は、申請者その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件（以下「文書等」という。）の提出、出頭又は医師の診断を受けることを求めることができるものとする。この場合において、文書等の提出を求めるときは、提出者の求めに応じ、預り書（別記様式第5号）を交付するものとし、出頭又は医師の診断を受けることを求めるときは、文書によるものとする。ただし、申請者が電子情報処理組織により文書等を送付する場合は、預り書の交付を要しない。

2 警務課長は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、住所地警察署長その他の所属長に対し協力を求めることができる。

3 警務課長は、第1項の調査により判明した結果を調査結果報告書（別記様式第6号）に記録するものとする。

（照会）

第8条 警務課長は、住所地警察署長その他の所属長又は犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所若しくは公私の団体に対し、裁定の事務に必要な事項の報告を求めるときは、オウム真理教犯罪被害者等給付金関係事項照会書（別記様式第7号）により照会するものとする。

2 前項の照会を受けた住所地警察署長その他の所属長は、調査結果に基づき、速やかにオウム真理教犯罪被害者等給付金関係事項回答書（別記様式第8号）を作成し、警務課長に送付するものとする。

（検討票等の作成）

第9条 警務課長は、申請者から提出された申請書、法第9条第2項の規定により国家公安委員会から提供を受けた資料及び前2条の調査等により収集した資料に基づき、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給検討票（別記様式第9号。以下「検討票」という。）及びオウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定案（以下「裁定案」という。）を作成し、本部長に報告するものと

する。

2 警務課長は、申請者が、正当な理由がなくて、法第8条第1項の規定による調査に協力しないため適正な裁定を行うことができないと認められるときは、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下案（以下「却下案」という。）を作成し、次に掲げる事項を明らかにした書面を添えて本部長に報告するものとする。

(1) 申請者に対して行った調査の内容及び方法並びにその必要性及び妥当性

(2) 申請者が調査に協力しないことについて正当な理由がないこと。

（公安委員会の裁定等）

第10条 第9条第1項又は第2項の報告を受けた本部長は、裁定案又は却下案に関係資料を添えて公安委員会に提出するものとする。

（裁定通知書等の交付）

第11条 警務課長は、公安委員会の裁定結果に基づき、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定通知書（規則様式第2号。以下「裁定通知書」という。）又はオウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書（規則様式第3号）を作成し、速やかに申請者に電子情報処理組織若しくは郵送により送付し、又は交付するものとする。ただし、郵送により送付し、又は交付する場合は、受領書（別記様式第10号）を徴するものとする。

2 警務課長は、前項の裁定通知書を郵送により送付し、又は交付するときは、併せてオウム真理教犯罪被害者等給付金支払請求書（規則様式第4号）を郵送により送付し、又は交付するものとする。

3 警務課長は、適当と認める場合は、裁定通知書等を住所地警察署長を経由して申請者に交付することができる。

4 住所地警察署長は、警務課長から裁定通知書等の送付を受けた場合は、速やかに申請者に交付の上、受領書を徴し、警務課長に送付するものとする。

（警察庁への報告）

第12条 警務課長は、公安委員会において裁定が行われたときは、直ちに次に掲げる書類の写しを警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長に送付するものとする。

(1) 裁定通知書等

(2) 検討票

附 則

この訓令は、平成20年12月18日から施行する。



年 月 末日 廃棄

京都府公安委員会 殿

第 号  
年 月 日  
長

オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請受付報告書

住所

氏名

によるオウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定申請を、下記のとおり受け付けましたので、その申請書を添付して報告します。

記

1 受付年月日

2 受付番号

様式第3号（第5条関係）

オウム真理教犯罪被害者等給付金関係処理簿

件名			
申請者	本籍		
	住所		
	氏名		男・女
	生年月日	年 月 日	
被害者	本籍		
	住所		
	氏名		男・女
	生年月日	年 月 日	
受付	受付番号	第 号	
	受付年月日	年 月 日	
	受付機関	警務部警務課 ・ 京都府 警察署	
	受付報告年月日	年 月 日	
	※警察庁登録番号		
裁定申請却下	番号	第 号	
	却下年月日	年 月 日	
	通知年月日	年 月 日	
	内容		
裁定	裁定番号	第 号	
	裁定年月日	年 月 日	
	通知年月日	年 月 日	
	※警察庁への報告	年 月 日	
	内容		

注 ※は、警務部警務課で記入する。

	年 月 日	件名（内容）	調査・照会先	回答年月日
※ 調 査 ・ 照 会				

注 ※は、警務部警務課で記入する。

様式第4号（第6条関係）

オウム真理教犯罪被害者遺族等実態調査票

（その1）

年 月 日作成

対象者	本籍						
	住所	連絡先（ ）					
	職業	ふりがな氏名	性別	生年月日			
	種別	被害者本人 被害者の遺族（第一順位遺族に該当する・しない）					
被害者	ふりがな氏名（当時のもの）	性別	生年月日				
	被害者の住所（当時のもの）						
	死亡	被害者と対象者の続柄	被害者の配偶者 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹				
		生計維持関係	有	・	無		
		複数の第一順位遺族	有	・	無		
	障害	死亡年月日					
		障害の程度	介護を要する障害・重度障害・その他の障害				
		障害の部位及び状態					
	傷病	既に死亡している場合	死亡年月日、死因及び犯罪被害との因果関係の有無				
		通院加療期間	30日以上	・	1日以上30日未満		
傷病の部位及び状態							
傷病	既に死亡している場合	死亡年月日、死因及び犯罪被害との因果関係の有無					
	対象犯罪行為	1 平成7年3月20日に発生した地下鉄サリン事件に係る犯罪行為 2 平成6年6月27日から同月28日にかけて発生した松本サリン事件に係る犯罪行為 3 平成元年11月4日に発生した弁護士及びその妻子の殺人事件に係る犯罪行為 4 平成6年5月9日に発生したサリンを使用した弁護士の殺人未遂事件に係る犯罪行為 5 平成6年12月2日に発生したVXを使用した殺人未遂事件に係る犯罪行為 6 平成6年12月12日に発生したVXを使用した殺人事件に係る犯罪行為 7 平成7年1月4日に発生したVXを使用した殺人未遂事件に係る犯罪行為 8 平成7年2月28日から同年3月1日にかけて発生した公証人役場事務長の逮捕監禁致死事件に係る犯罪行為					
	被害の概要						
対象犯罪行為を原因とした受給状況	有 ・ 無 有の場合 1 労働者災害補償保険（内容： 2 国家（地方）公務員災害補償（内容： 3 その他（内容： 年月日 受給内容：						
破産手続の有無	有 ・ 無						
制度の教示	年月日	教示の相手方の氏名	教示方法	担当者名	印		

※ 被害者が死亡しているときは、第一順位遺族の全員を様式第4号（その2）に記載すること。

(その2)

対 象 者	本 籍							
	住 所	連絡先 ( )						
	職 業		ふりがな 氏 名		性別		生年月日	
	被害者と対象者の続柄	被害者の 配偶者 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹						
	生計維持関係	有 ・ 無						
対 象 者	本 籍							
	住 所	連絡先 ( )						
	職 業		ふりがな 氏 名		性別		生年月日	
	被害者と対象者の続柄	被害者の 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹						
	生計維持関係	有 ・ 無						
対 象 者	本 籍							
	住 所	連絡先 ( )						
	職 業		ふりがな 氏 名		性別		生年月日	
	被害者と対象者の続柄	被害者の 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹						
	生計維持関係	有 ・ 無						
対 象 者	本 籍							
	住 所	連絡先 ( )						
	職 業		ふりがな 氏 名		性別		生年月日	
	被害者と対象者の続柄	被害者の 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹						
	生計維持関係	有 ・ 無						
対 象 者	本 籍							
	住 所	連絡先 ( )						
	職 業		ふりがな 氏 名		性別		生年月日	
	被害者と対象者の続柄	被害者の 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹						
	生計維持関係	有 ・ 無						

住所

氏名

殿

京都府公安委員会  
(公 印 省 略)

預 り 書

からオウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請が提出されたことに関し、この裁定の事務に必要なため、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第8条第1項の規定により下記物件を預りました。

なお、この預り物件は、本裁定が終了したときは、この預り書を引換えに返還します。

記

品 名	数 量	備 考	
		取扱者	





第 号  
年 月 日

オウム真理教犯罪被害者等給付金関係事項照会書

殿

京都府公安委員会  
(公印省略)

オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定を行うために必要があるので、下記のオウム真理教犯罪被害者等に係る犯罪被害について、別紙記載の事項を調査の上回答されたく、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第8条第2項の規定により照会します。

記

本 籍

住 所

氏 名

性 別

生年月日

職 業





様式第9号（第9条関係）

（申請に係る）オウム真理教犯罪被害者等給付金支給検討票

申請年月日		年 月 日（担当）	
受付番号等		都道府県名	
1 被害者の人定事項 <input type="checkbox"/> 法第9条の資料に記載有 <input type="checkbox"/> 無			
2 第一順位遺族該当性（*）			
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 法第2条 <input type="checkbox"/> 法第3条第2項  <input type="checkbox"/> 無	・遺族の範囲 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 事実婚 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹  ・生計維持関係 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		※ 他の第一順位遺族 <input type="checkbox"/> 有（ ）人 <input type="checkbox"/> 一括申請（同意有） <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> その他（*） （ ） <input type="checkbox"/> 個別申請（*） <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 上位の順位の遺族有 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
【認定資料】 （ ）			
3 被害類型			
申請者の主張する被害類型	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 要介護障害 <input type="checkbox"/> 重度障害 <input type="checkbox"/> その他障害 <input type="checkbox"/> 重傷病 <input type="checkbox"/> その他傷病	認定する被害類型	<input type="checkbox"/> 申請のとおり認定 <input type="checkbox"/> 申請と異なる認定（*） <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 要介護障害 <input type="checkbox"/> 重度障害 <input type="checkbox"/> その他障害 <input type="checkbox"/> 重傷病 <input type="checkbox"/> その他傷病  <input type="checkbox"/> 不認定（*）
【認定資料】 <input type="checkbox"/> 法第9条の資料 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
4 因果関係 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（*） 【認定資料】 <input type="checkbox"/> 法第9条の資料 <input type="checkbox"/> その他（*）（ ）			
裁定等案	<input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 申請のとおり支給 <input type="checkbox"/> 申請と異なる支給 <input type="checkbox"/> 不支給 <input type="checkbox"/> 第一順位遺族非該当 <input type="checkbox"/> 被害類型不認定 <input type="checkbox"/> 因果関係不認定 <input type="checkbox"/> 申請期間外（法第6条第3項適用不可） <input type="checkbox"/> 却下 <input type="checkbox"/> 法第8条第3項 <input type="checkbox"/> 行政手続法第7条	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 要介護障害 <input type="checkbox"/> 重度障害 <input type="checkbox"/> その他障害 <input type="checkbox"/> 重傷病 <input type="checkbox"/> その他傷病	
特筆すべき事項の調査・検討結果（*）の事項等に該当する場合、裁定等案の理由等			
警察庁意見			

年 月 日

京都府公安委員会 殿

受領者  
住 所  
ふりがな  
氏 名

受 領 書

年 月 日付けでオウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請をしましたが、その結果についてオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成20年国家公安委員会規則第20号）第3条第1項に規定する通知書を下記のとおり受領しました。

記

申 請 者	住 所 氏 名
通 知 書 番 号	
通 知 書 名	
受 領 年 月 日	年 月 日
備 考	

注：受領者と申請者が異なる場合は、備考欄にその関係を記載すること。